

電波政策 2020 懇談会制度ワーキンググループ（第 12 回）議事要旨

1 日時

平成 28 年 5 月 30 日（月）10：00～12：00

2 場所

中央合同庁舎第 2 号館（総務省） 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者（敬称略）

構成員：

荒川薫（明治大学総合数理学部教授）、飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、大谷和子（株式会社日本総合研究所法務部長）、北俊一（株式会社野村総合研究所上席コンサルタント）、宍戸常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、高橋信行（國學院大學法学部教授）、高田潤一（東京工業大学大学院理工学研究科教授）、多賀谷一照（獨協大学法学部教授）

総務省：

輿水総務大臣政務官、吉田情報流通行政局審議官、長塩放送政策課長、久恒放送技術課長、藤野地上放送課長、福岡総合通信基盤局長、渡辺電波部長、佐々木総合通信基盤局総務課長、秋本事業政策課長、田原電波政策課長、山碕事業政策課長、寺沢基幹通信課長、中沢移動通信課長、内藤衛星移動通信課長、杉野電波環境課長、新田国際周波数政策室長、田沼電波利用料企画室長、庄司電波政策課企画官、越後重要無線室長、小川移動通信課企画官、中澤監視管理室長

4 配付資料

資料 制WG12-1 制度ワーキンググループ報告書案 概要

資料 制WG12-2 電波政策 2020 懇談会 制度ワーキンググループ 報告書（案）

5 議事要旨

（1）開会

（2）議事

①電波政策 2020 懇談会 制度ワーキンググループ 報告書（案）について

資料 制WG12-1に基づいて事務局から説明が行われ、質疑応答及び意見交換が行われた。内容は以下のとおり。

(大谷構成員)

報告書(案)の「(3)電波利用料額の見直しの在り方 ④その他」では、「(ア)受益者たる無線局免許人による公平な負担の在り方」、「(イ)免許不要局の負担の在り方」、「(ウ)テレビジョン放送に係る電波利用料の料額区分の見直しの是非」という重要なテーマを取り扱っているので、本ワーキンググループにて、これらについて議論があったことがわかるように小見出しつけた方が良いのではないかと。

(多賀谷主査)

「負担の在り方等」と直せば良いと思う。

(飯塚構成員)

報告書(案)の9ページでは、諸外国における電波利用料制度の現状として、主に利用料の徴収について記載されている。本ワーキンググループの検討では我が国の利用料の使途の在り方についての議論もあり、また一部の国によっては、特定財源として我が国同様に使途を限定して利用料を使っている場合もあるので、諸外国における利用料収入の使途について簡単に記載した方が良い。

(北構成員)

19ページの図表11は、今回の電波利用料制度の見直しで、どのような使途が新たに変わったのか等、過去3か年の使途との差分を示しているが、報告書にのみ記載があり、報告書の概要には記載されていない。報告書の概要にも、分かりやすく記載した方が良いと思う。

(多賀谷主査)

「使途拡大」については、新規使途として今回新たに実施するものと、既存の使途について拡充するものの2つがあると思う。実際のところ、金額としては、既存の使途である研究開発に関する歳出額の拡大が大きいのではないかと。今後詳細な金額については政府内で検討を行うと思うが、その点は誤解が生じないように記述した方が良いのではないかと。

(高田構成員)

概要の54ページの見直しの考え方に「諸外国における周波数割当ての状況を踏まえつつ」という文言を入れていただいたが、26ページにある「国際標準化のための連絡調整事務」とも関係しているつもりで発言した。外国の動向を見て日本もそれに倣うというよりは、日本からも情報を発信し、国際標準化に持っていくべきという趣旨で発言した。要するに、一方向ではなく双方向になるような書き方に変えていただきたい。

②意見交換

最終回にあわせ、全体をとおして意見交換を行った。内容は以下のとおり。

(荒川構成員)

日本は固有の資源が少ない上、今後も少子化の進行が予測されているので、電波の積極的な活用が、今後の国内産業を牽引すると思う。例えば、物作りにおいて、電波の積極的な利用で、人的、経済的コストを抑えることができる。現在、周波数がひっ迫している状況で、いかに周波数を基礎的な技術で有効利用するかという科学技術研究が重要だと思う。

また、電波を利用して世の中が便利になるのは良いが、便利と危険は紙一重なので、セキュリティ面も十分気をつけて進めていただきたい。

(飯塚構成員)

日本国内では、モバイルについて、将来どの程度周波数が必要かという議論は進んでいると思うが、モバイル以外のワイヤレスビジネスについては、モバイルの議論と比較すると、まだ議論が進んでいないように思う。

いわゆる IoT と呼ばれる分野について、アメリカにおいても、将来どの程度の周波数が必要かという議論が始まっている。そのような議論を踏まえながら、今後、セルラー・非セルラーの両サービスの市場がどうなっていくのかを踏まえ電波の確保についてどう考えるのか、そのなかで免許不要帯域の周波数をどのように配分していくのか、ということ全体として考えていく必要があると思う。

また、今後、地上波だけでなく、海、空もすべてエリア化されることを考えると、宇宙や衛星関係のビジネスが出てくることが考えられる。実際、イギリスにおいては 2030 年に向けた宇宙戦略ビジョンが立てられていて、世界の 10% の市場シェアをとることを政府の政策として進めている。そのような海外の中長期的なビジョンを踏まえながら、各市場の発展に資するバランスの取れた周波数配分に向けて制度の見直しを進めていく必要がある。

日本では、政府が使う周波数について、きちんと見直しが行われたことがない。政府や国の周波数においても、民間が使える帯域、使えない帯域について見直し、また、政府のミッションクリティカルな用途は何かを見極めた上で周波数が開放できるか否かを検討し、これらの情報の透明性を高めながら、産官学が協力して国全体で電波の利活用を進めていくという方向に歩調を合わせて進めていくことができれば良いのではないかと。

(大谷構成員)

今回の結論では、次期電波利用料の歳出規模はこれまでの予算規模とほぼ同等のものになることが予測されているが、内容としては新たな施策・従来分野の拡充も含めて、十分

に検討されたものである、ということが広く周知されると良い。報告書 15 ページの図表 8「次期の電波利用共益事務の範囲」に関しても試行錯誤を重ねてできたものであり、いたずらに共益事務の範囲を拡大したわけではなく、抑制的に選り抜かれた結果であることを示す図表になっている。この基本的な考え方の整理に我々のコンセンサスが得られたことは重要だと思っている。この点が親会にも伝わることを強く希望している。

また、飯塚構成員がおっしゃったように、この分野は海外から学べることが多い分野であると感じた。日本は5Gにチャレンジする電波先進国のように理解していたが、施策についての基本的な考え方や財源の確保の仕方については、これからも海外の動向を見ていく必要があると実感した。

さらに、報告書（案）の地域BWAについて、2年前の電波政策ビジョン懇談会で図表 49 を見たときよりも商用サービスの範囲が多少広がっているように見受けられるが、まだまだ狭いと感じる。91 ページに「企業や地方自治対等に対して一層の周知・広報を行う」と掲げられているので、これからも1年に数回状況を見て、周知・広報の手段を模索して実施に移していく必要があると考えている。

（北構成員）

私自身、電波利用料制度の見直しに携わるのは3度目になる。今回の見直しでは、限られた時間の中で十分な議論ができ、結果もそれなりのものができたと思っている。

今回「柔軟な見直し」について記載されたことに意味があると感じている。いつも3年ごとの見直しの時期になるとこのような会合が開催され、限られた時間の中で検討を行っているが、特性係数、a群・b群の在り方、3GHzで区切ることの是非等、本来であればもっと時間を掛けて、電波利用料制度そのものを議論すべきであったと思っている。

電波利用料制度は、これまで時代に合わせてその都度見直され、結果的に経済的な価値が反映されているという立て付けになっているが、より電波の経済的価値をしっかりと制度に反映させる等、もっと本質的な部分について議論が必要な時期が来たのではないかと考えている。今後3年間は、この報告書（案）に基づいて電波利用料制度が粛々と進められていくと思うが、これと並行して、速やかに新たな検討会を開催して、その先の電波利用料の制度の在り方について、しっかりと議論していただきたい。

（高田構成員）

電波の使い方に関する規制の枠組みは、良い意味で受益者を守るという点で非常に強固にできていると思う。その反面、時代の動きに応じて新たな電波の使い方を考えたとき、その新しい分野の産業で問題が発生し、なかなかうまくいかない側面があった。今回、制度ワーキンググループで、次期の電波利用料制度の用途を考えることをメインとしつつも、さらにその先も含めた議論をする中で、電波の共用について、ある程度明確な方向性を打ち出したことは進展ではないかと思っている。それを具体的にどのように実施していくか

は今後の議論になると思うが、私自身、この点が良かったと思っている。

電波利用料については、受益者負担の在り方をどのように考えるかという点について、私自身、あまり理解が深くなかったが、議論の中で考え方を尋ねていくことによって、結果的に問題提起になる部分があったと思う。電波利用料そのものがどういう位置づけになるのか、総務省の政策として電波利用料以外の財源での研究開発も含めた技術の開発をどのように考えていくのか、今後とも是非議論していただきたい。

(高橋構成員)

個人的には、電波利用料は歳出削減に強く取り組むべきと考えつつも、今回様々な議論を重ねるうちに、使って効果があるのなら使った方がいいだろうという考えの間で揺れ動いている。私自身の体験では、ここ 10 年、様々な面が便利になったのも電波利用料が有効に使われてきたからなのではないかと考えている。昨今、様々な批判が多いところではあるが、総務省は自信を持って様々な政策を進めていけば、国民の理解も深まるのではないかと思う。

今回のワーキンググループでは、経済的な面や電波政策の面であまり貢献できなかったが、今後、無線局の免許制度の改正にあたって、法制度に関わる面では専門的な立場から貢献できると考えているので、今後、機会があれば総務省の政策に協力させていただきたい。

(穴戸構成員)

3点申し上げたい。

1点目は、今回の電波政策 2020 懇談会での議論は、電波利用料の見直しや電波の監理・監督に関する制度見直しという、2020 年さらにはその先に向けて、我々の社会インフラである電波の有効利用やその財政的側面に関わる大きな方針を示す、という大変重要な検討であったと思う。一有識者としてこの会合に参加して大変勉強させていただき、また、事業者あるいは電波に関わる全ての免許人が電波について真剣に取り組んでいることも勉強させていただき、非常に貴重な経験だった。とりわけ事務局においては、短期間で、これだけの包括的な論点を一つの政策体系として整理されたことに敬意を表したい。

2点目として資料 7、8 ページにある電波利用共益事務の在り方に関する議論が大きく印象に残っている。総論として、電波の利用を通じて社会への貢献や社会的な課題の解決にも有用な施策について共益事務として認めるという大きな方向性が打ち出された。これについて、繰り返し本ワーキンググループで申し上げたことだが、電波が希少な社会インフラとなり、あまねく様々な問題に関わっている点を踏まえると、これらの施策に電波利用料を投入していくことは賛成である。それと同時に、電波利用料を支払う免許人の方が納得するような説明、あるいは個別の施策の見直し、常に総務省に対して求められることになるだろうと思う。

3点目は、55ページの開設計画の認定制度の見直しについて、私から開設計画の認定制度を見直した方がよいのではないかというプレゼンテーションをしたが、お話しした方向性が本ワーキンググループで了承され、制度見直しの方向性として入れていただいたことについて、発言者として御礼申し上げたい。開設計画認定制度の見直しは、移動用端末向けの周波数帯が国民にとって非常に重要なものになっているため、事業者に対して健全な競争の促進、あるいは電波の有効利用の促進に向けた制度改正と理解している。その点、事業者においても、今回の開設計画の認定制度や周波数の共用・調整等の制度改正を、単なる規制強化ということではなく、制度改正の趣旨を前向きにとらえて事業の中で反映していただければと願う。

(多賀谷主査)

大谷構成員から、歳出規模について、最終的に今と同じような金額になるだろうというご指摘があったが、私の理解では、それは別に決まっているわけではないと思っている。確かに、利用料の負担が個々の事業者にとって極端に上がったたり下がったりすることは望ましくないが、実際に利用料として負担いただく額の総額がどうなるかは、予算を積み上げる際にそれぞれのニーズがどうなっているかという話であり、それは今後、財務省を含めて政府内で検討していただくことになるだろうと思う。

確かに宍戸構成員がおっしゃったように、新しい社会的なニーズに対応できるような突破口のようなものが報告書(案)の中に書かれているが、私の印象では、それはまだ全面展開するものではないだろうと思う。今後、電波の利用の在り方が、特に第4次産業革命、IoT社会の中でドラスティックに変わっていくと思う。今回、その変化に柔軟に対応できるように仕組みは作ったが、どのような分野にどれくらい必要なのかということはまだ分からないという段階だと思う。その場合に、いつでも対応できるように仕組みを作ったことにこの懇談会の意義があるだろう。

これから第4次産業改革が始まると、例えば、膨大なセンサーを使って、そのセンサーの情報を瞬時に把握できるような仕組みを作らなければならない。他にも電波の用途はたくさんあるが、それをどのように作り、それをどのように研究開発で対応していくか検討しなければならない。是非、電波を使ったIoT社会について、他の国に負けないような仕組みを作っていただきたい。また、日本、特に東京は世界一電波が稠密に使用されている。その環境下でどのように高度利用を図るかという点、日本はヨーロッパやアメリカのように必ずしもコンクリートの住宅ではなく、木造の住宅等、様々な形態がある中でどのように電波を高度利用すれば良いかという点についても検討いただきたい。

また、様々な研究分野の中で、それぞれどの程度、研究開発にお金を投じるか、検討しなければならない。細々とした研究分野の中にはダイヤモンドみたいな成果が出てくる分野もあるので、1つの分野に対して大きなお金を使うよりも、細々とした研究分野に対して、ばらばらとお金を使うことが必要という気がする。研究開発にある程度お金を使え

る仕組みができていると思うので、その点をご努力いただきたい。

それから、高田構成員から周波数の共用についてご発言があったが、周波数の共用について、今後、同一の免許を複数のシステムが使う場合の免許制度の在り方を引き続き検討しなければならないと思う。この懇談会では共用の仕組みを作ったが、民間が自主的に共用のシステムを作る点と、国がデータを提供する点は、おそらく今後、問題となってくるだろうと思う。それについても引き続き検討していただきたい。

私は電波利用料制度に20年くらい携わっているが、その中で電波利用料制度ではなくオークション制度にすべきという声も聞く。私の理解では、電波利用料として特定の分野にお金を使っていくという仕組みは、これまでそれなりに機能してきたと思う。ただ、今後、IoTが普及していくと免許不要局が当然増えていく。その場合の免許不要局に対する利用料の負担をどうするかについては、オークション制度方式も電波利用料方式も必ずしもうまく対応できないと思う。それをどうするかが、今後の電波の分野について課された課題だろうと思う。

③その他

6月3日開催予定の電波政策2020懇談会（第3回）において本制度WGの取りまとめ内容を報告すること、またその報告書の作成については主査一任とすることが承認された。

また、事務局から、次回電波政策2020懇談会の日程・場所について説明が行われた。

（2）閉会

以上